

<一般委託>

日の出ポンプ場ほか活性炭及び添着炭交換委託 仕様書

日の出ポンプ場ほか活性炭及び添着炭交換委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本委託は、日の出ポンプ場ほか12か所に設置している脱臭設備の脱臭用活性炭及び添着炭を定期的に交換し、年間を通じて正常な機能を維持することを目的とする。
2	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
3	施行場所	横須賀市日の出町2丁目16番地ほか12か所
4	業務内容	別紙、日の出ポンプ場ほか活性炭及び添着炭交換委託 特記仕様書のとおり
5	特記事項	別紙、日の出ポンプ場ほか活性炭及び添着炭交換委託 特記仕様書のとおり
6	関係法規	別紙、日の出ポンプ場ほか活性炭及び添着炭交換委託 特記仕様書のとおり
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1) 移動式クレーン及び玉掛作業に係るもの。 (2) 本委託を遂行するに当たって必要な資格を有していること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託) [円/kg]、[円/検体]
9	支払方法	本件は、各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。(なお、実績のない月については精算を行わない。)
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局技術部水再生課 金子 章司 電話 046-823-6414

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。
----------------------------------	--

日の出ポンプ場ほか活性炭及び添着炭交換委託 内訳書

(税抜き)

作業名	予定数量	単位	上限単価(円)	契約単価(円)
活性炭交換	7,595	kg	500 円	
添着炭交換	10,244	kg	600 円	
臭気分析	30	検体	120,000 円	
劣化炭分析(ベンゼン)	11	検体	6,500 円	
劣化炭分析(pH)	12	検体	4,000 円	

※契約単価は、上限単価を超えることができない。

※予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

※契約単価欄は、契約者が記入する。

日の出ポンプ場ほか
活性炭及び添着炭交換委託

特 記 仕 様 書

令和5年度

横須賀市上下水道局

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本委託は、日の出ポンプ場ほか12か所に設置している脱臭設備の脱臭用活性炭及び添着炭を定期的に交換し、年間を通じて正常な機能を維持することを目的とする。

(場 所)

第 2 条	日の出ポンプ場	横須賀市日の出町 2 丁目 16 番地
	長浦ポンプ場	横須賀市田浦港町無番地
	汐入ポンプ場	横須賀市汐入町 1 丁目 1 番地
	根岸ポンプ場	横須賀市根岸町 3 丁目 5 番 23 号
	馬堀ポンプ場	横須賀市馬堀海岸 1 丁目 30 番 1 号
	舟倉ポンプ場	横須賀市久比里 1 丁目 6 番 6 号
	舟倉第 2 ポンプ場	横須賀市舟倉 1 丁目 1 番 16 号
	久里浜第 1 ポンプ場	横須賀市内川 2 丁目 4 番 10 号
	久里浜第 2 ポンプ場	横須賀市神明町 21 番地
	浦賀ポンプ場	横須賀市浦賀 7 丁目 1 番 1 号
	鴨居ポンプ場	横須賀市鴨居 2 丁目 595 番地 2
	走水ポンプ場	横須賀市走水 2 丁目 4 番 1 号
	伊勢町ポンプ場	横須賀市走水 1 丁目 2 番 3 号

(期 間)

第 3 条 契約の日から令和 6 年 3 月 15 日まで

第 2 章 委 託 内 容

(委 託 内 容)

第 4 条 別紙に記載した項目及び要領に基づき、脱臭用活性炭及び添着炭の交換作業を行い、交換後の使用済の炭は、法令を遵守し適正に搬出すること。

2 交換数量の内訳は別紙を参照すること。ただし、予定数量より少なかったことに起因する損害については、受託者は委託者に対し一切請求することはできない。また、交換回数及び交換数量は予定であり、変更する場合は協議によるものとする。

3 詳細は別紙「3 業務内容」を参照のこと。

(故障時の対応)

第 5 条 受託者は、設備に支障を及ぼすおそれのある故障及び破損を発見した場合、速やかに局監督員（以下「監督員」という。）に報告を行い、指示を受けること。

第 3 章 提出書類

(緊急時連絡体制表)

第 6 条 契約後14日以内に事故、故障、災害発生時の連絡系統図、報告方法を記載した緊急時連絡体制表を1部提出すること。

(現場責任者届の提出)

第 7 条 契約後14日以内に現場責任者を選任し、現場責任者届を1部提出すること。

(施行計画書の提出)

第 8 条 契約後14日以内に交換数量、作業方法、安全対策、再利用方法を記載した施行計画書を1部提出すること。

(実施工程表の提出)

第 9 条 契約後14日以内に作業予定日を記入した実施工程表(計画)を1部提出すること。

(報告書の提出)

第 10 条 作業終了後、速やかに作業報告書を1部提出すること。
報告書には、作業日、開始終了時間、作業従事者全員の氏名、作業内容を記載し、作業前、作業中、作業完了の状況がわかる写真を添付すること。

第 4 章 その他

(作業の打合せ)

第 11 条 受託者は、業務の実施に当たり、作業前に監督員と十分な打合せを行い、施設の運転及び機能に支障を与えないようにすること。
2 受託者は、打合せに際し必要な書類を提出し、これに基づいて作業を行うものとする。
3 当初作業の予定が変更されるなどした場合は、速やかに打合わせ簿を1部提出すること。

(安全管理)

第 12 条 受託者は、作業の実施にあたり、KY活動の実施、及び関係法令を遵守するとともに安全に十分注意すること。特に、酸素欠乏危険作業であるため、局が設けている「酸素欠乏症等防止マニュアル」に準ずるなど、測定・記録等の必要な措置をとること。
2 高所作業の際には、落下や転落に注意し、必要な措置をとること。
むやみに覆蓋等に乗って作業を行わないこと。
3 安全作業、作業内容の把握に努め、監督員の指示を確認したのち作業を行うこと。
4 他工事と錯綜する場合は、十分協議を行い安全作業及び作業効率を確

保すること。

5 公道を占有する場合は、関係各所に使用許可を事前取得すること。

(疑義の解釈)

第 13 条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

(破損時の対応)

第 14 条 受託者は、作業に伴って当施設を損壊させた場合又はそれらの連絡を受けた場合には、速やかに監督員と相互協議のうえ、適切な処置又は修理を行うこと。

(費用の負担)

第 15 条 前条に基づく作業により発生した費用は、特別な場合を除き全て受託者の負担とする。

(グリーン物品購入及び環境配慮関係)

第 16 条 この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本指針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。

(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)

2 本市は、独自の環境マネジメントシステム (YES) により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。

別紙

1 交換納入数量

(1) 活性炭

施設・設備名称	活性炭容器仕様	容量	交換回数 (予定回数)	交換数量 (予定数量)
長浦ポンプ場	小型カートリッジ 12個	150 kg	1回	150 kg
汐入ポンプ場	カートリッジ 12個	540 kg	1回	540 kg
馬堀ポンプ場	〃 12個	580 kg	1回	580 kg
舟倉ポンプ場	〃 42個	1,400 kg	1回	1,050 kg
舟倉第2ポンプ場	〃 42個	1,850 kg	1回	925 kg
久里浜第1ポンプ場	〃 30個	1,450 kg	1回	725 kg
久里浜第2ポンプ場	〃 100個	4,500 kg	1回	2,250 kg
浦賀ポンプ場	〃 42個	1,850 kg	1回	925 kg
鴨居ポンプ場	〃 5個	210 kg	1回	210 kg
走水ポンプ場	小型カートリッジ 12個	150 kg	1回	150 kg
伊勢町ポンプ場	〃 6個	90 kg	1回	90 kg
計				7,595 kg

※交換数量（予定数量）については、実績に基づき調整しています。

(2) 添着炭

施設・設備名称	添着炭容器仕様	容量	交換回数 (予定回数)	交換数量 (予定数量)
日の出ポンプ場 (中間通路)	カートリッジ 10個	400 kg	4回 (7, 9, 12, 3)	1,600 kg
日の出ポンプ場 (沈砂池)	〃 2個	864 kg	2回 (9, 3)	1,728 kg
日の出ポンプ場 (雨水滞水池)	〃 4個	1,550 kg	2回 (9, 3)	3,100 kg
根岸ポンプ場	〃 6個	954 kg	4回 (7, 9, 12, 3)	3,816 kg
計				10,244 kg

2 炭仕様

(1) 活性炭

項 目	規 格 値
原料・形状	椰子殻・破砕状
粒 度	4～8メッシュ 95%以上
充 填 密 度	0.4～0.5 g/ml
硬 度	95%以上
ベンゼン吸着力	30%以上

JIS K 1474による

(2) 添着炭

項 目	規 格 値
原料・形状	椰子殻・破砕状
粒 度	4～8メッシュ 95%以上 (*1)
充 填 密 度	0.42～0.52 g/ml (*1)
硬 度	95%以上 (*1)
硫化水素 吸着量	14wt%以上 (*2)
メチルメタン 吸着量	2.6wt%以上 (*2)

(*1) JIS K 1474による

(*2) 臭気強度 2.5
T = 25℃
P = 1 atm
RH = 80%

3 業務内容

(1) 活性炭及び添着炭交換ほか

ア 日の出ポンプ場ほか12か所の脱臭設備の活性炭及び添着炭交換

前述「1 交換納入数量」の表において、交換回数が複数の施設の交換頻度は、年間で均等の間隔になるようにする。

イ カートリッジ容器の網の清掃、点検及び補修

ウ カートリッジ等のパッキンの点検、補修及び年1回以上の交換

エ 設備の清掃及び点検口のパッキンの点検、補修及び年1回以上の交換

(2) 検査

ア 平衡吸着量データを1部提出すること。

イ 納入する活性炭及び添着炭の品質分析書を1部提出すること。活性炭の分析は、粒度分布、充填密度、硬度及びベンゼン吸着力の4項目、添着炭の分析は、粒度分布、充填密度、硬度、硫化水素吸着量及びメチルメルカプタン吸着量の5項目とする。

※ 交換時には必ず提出すること。

ウ 納入量証明書を1部提出すること。

※ 全設備、交換時には必ず提出すること。

(3) 臭気分析

ア 各脱臭設備において臭気分析を行うこと。基本的には各箇所、最低年1回行うものとするが、監督員の指示により測定回数を変更することができる。実施時期については、監督員と協議をすること。

イ 試料採取は、それぞれ脱臭設備の入口及び出口の2検体とする。

ウ 分析項目は、特定悪臭物質濃度（硫化水素、メチルメルカプタン、アンモニア）及び臭気指数の4項目とする。なお、設備出口の目標臭気指数は18以下である。

エ 分析方法は、昭和47年環境庁告示第9号及び平成7年環境庁告示第63号による。

オ 試料採取から分析までを、特定悪臭物質濃度については環境計量証明事業所又は公的機関、臭気指数については臭気判定士の資格を有する者、臭気判定士の資格を有する者が在籍する法人又は公的機関が行うものとし、計量証明書及び官能試験データ表を1部提出すること。

(4) 劣化炭分析

ア 各脱臭設備から抜き取った活性炭及び添着炭は、再生前にJIS K 1474による分析を行い、劣化状況について評価すること。分析及び評価は、各箇所、交換ごとに行うものとする。

イ 活性炭の分析項目は、ベンゼン吸着力の1項目とする。

ウ 添着炭の分析項目は、pH値の1項目とする。

4 その他

(1) 作業日は閉庁日を除く、平日の8時30分から17時15分とし、施設の運用に支障がないよう計画を立てること。

(2) 日常作業及び工事等で当初計画に影響がある場合は、日程及び作業方法について、監督員と協議し決定すること。

(3) 作業中、現場責任者は常駐し監督及び各種の連絡等に努めること。

(4) 交換に当たり、粉塵が飛散しないよう必要な措置を講ずること。

(5) 環境負荷低減のため納入品の炭は可能な限り再生品とする。また、使用済の炭についても可能な限り再生利用すること。

(6) 作業後、当該機器及び周辺関係施設の清掃を行うこと。

(7) 場内の施設及び機器等を破損及び汚損した場合は、監督員に速やかに報告し原形復旧すること。その際の費用については受託者の負担とする。